

## 博多商人宗金とその家系

有光, 保茂

<https://doi.org/10.15017/2341030>

---

出版情報 : 史淵. 16, pp.201-237, 1937-07-05. 九州帝国大学法文学部  
バージョン :  
権利関係 :

# 博多商人宗金とその家系

有 光 保 茂

## 目 次

- 一、序 言
- 二、宗 金
- 三、宗金の家系
  - (イ) 宗家茂
  - (ロ) 性 春
  - (ハ) 宗茂信
- 四、宗金家と遣明船
- 五、結 語

## 一、序 言

古來對外交通に於て重要な策源地であつた博多は大宰府の創設をみるや、その外港として榮え、その地

博多商人宗金とその家系

理的な好條件は内外交通の接觸地點として更にこれを發展せしめた。日唐貿易を繼承した日宋貿易時代に於ては博多は太宰府の衰退と共に急激な發展を示し、商業都市として宋及高麗との極めて受動的な貿易が展開した。しかるにかゝる宋商人を中心とする海上交通の發達、更に元寇による刺戟は從來の受動的な政策を破るにいたり、我が商人の能動的な展開をみるにいたつた。その姿は貿易商人として、又倭寇として現れ、彼等は交易と寇掠はその手段の相違に過ぎなかつた。かゝる倭寇の跳梁は終に高麗を滅亡せしめ、室町時代にいたつては、我が對外關係は倭寇にはじまり倭寇に終ると云ふ有様であつた。

室町時代に於て博多は商業都市として、又國際港として榮え、博多商人は「琉球南蠻商船所集之地」(東諸國)を基礎的地盤として倭寇の波に乗つて發展したのであつて、有力な商人を多數輩出するに至つた。

倭寇の跳梁に惱んだ半島の李朝、大陸の明はその禁壓と被擄人の刷還は國家的急務であつたが爲に、その手段として幕府並に諸豪族との通交貿易を歓迎したのであつたが、この場合幕府にしろ、諸豪族にしろ、その貿易の事實上の實權者は商人であつて、こゝに當時唯一の國際港博多を地盤とする博多商人によらざるを得なかつた。されば博多商人を己の輩下におかしめる、廣く考へるならば商業都市博多を領有する事は彼等にとつて重大な意義を有した。かくて室町初期にいたる頃より有力な商人の輩出をみたのである。本稿は、紙數の關係から此れ等室町初期に於ける博多商人團の代表者とも云ふべき宗金とその家系を考察し、同時に宗金並にその子孫が日鮮、日明外交史上重大な役割を演じて居る事、特に遣明船の營船に關係ある事を明にせんとするにある。

本稿は日本側の資料の闕如により、主として朝鮮側の資料特に李朝實錄を中心とし、殘存せる我國側の資料と比較検討することによつて考察しようとしたのである。

## 二、宗 金

前述せる如く私貿易の發展と共に漸次隆盛に赴いた博多をその基礎的地盤として倭寇を中心に漸次能動的な展開をこころみつゝあつた博多商人團の内漸く有勢な商人を多數輩出するに至つたのである。

宗金は此等博多商人團の内最も傑出せるものであつた。彼は世宗二年十一月己丑に初めて李朝に使を遣し土宜を献じて居るのを李朝實錄に於ける初見となし、文宗即位元年十二月癸未に文宗より善山府得益寺所藏の大藏經三千八百卷を賜つたのを實錄に於ける最後となし、前後三十一年間の長きに亘つて李朝と通交貿易し、この間受圖書人として貿易上の特權を握りて貿易に従事したのであつて、實錄には筑州府石城縣藤氏宗金、日本石城小吏宗金、日本筑州石城管事宗金、商倭宗金、石城宗公等として其名をとどめて居る。この名稱に發展をみ出す如く彼は貿易商人として地位が確立すると共に、朝鮮に於て博多商人宗金の名聲を得て重用されたのみならず、貿易商人としての彼の地位の確立は、その富力を以て國家的商人たらしめた。即ち最初一民間商人から大友氏の商人へ、更に九州探題の商人へ、かくて終に將軍の商人として重用され、幕府の使として朝鮮及明へ發展し殊に彼が遣明船に關係するに至り彼の子孫代々宗金の地盤を確保して營船と貨物の調達に關係した事は必然的に毎次の遣明船を博多に滞留せしめたのであつて、博多に於ける宗金家の存在は商業都市博多に重大な意義を有するに至つた。

彼が朝鮮へ公的貿易に發展する契機となつたのは應永外寇直後の日鮮修交に參與し、しかも彼の奔走がよく平和的解決へ導いた事であつた。この事件に於ける彼の功積が彼が將來發展する重大な要素となつて居る事が注目されるのである。即ちこれを契機として國內のみならず朝鮮に於ける彼の地位を高めたのである。今こゝに應永外寇そのものの考察は、既に先學諸氏によつて論じられたところであり、これを省略するのであるが、要するにこの事件の根本的原因是朝鮮側の對馬と我が國との關係の認識不足によるものであり、その最近因は對馬を倭寇の巢窟であると誤認したことに出發して居る。

應永外寇の戦後の日鮮の交渉は、朝鮮をしてはじめて對馬と日本との眞の關係を認識せしめ又當時の日明關係を認識せしめた點日鮮外交史上特記さるべきものであつた。この間の折衝に最も活躍し、最も功勞ありしは、本稿の中心をなす宗金その人である。今こゝに應永外寇直後の日本回禮使宋希璟の手記である老松堂日本行錄(九大圖書館藏萩野本)及李朝實錄により検討を加へよう。應永外寇の對馬征伐に際しては、對馬島の倭は勿論投化倭人、販賣倭人は悉く捕へられ、奥地に分置されたに拘らず九州探題の使送船のみは厚遇して還したのであるが、これは對馬征討は九州に關係なき事を表明する朝鮮側の意圖であつたが、(世宗實錄卷四)

(元年六月)九州探題は、この事情は不明であつて一喜一疑したのである。かくて探題はこれを幕府に報告し、同時に將軍義持の態度を探らんが爲に京都に使者を派遣する事になつた。こゝに於て當時勃興せる博多商人團の内最もその地位を確保し、貿易上にも探題と密接な關係あつた商人宗金が派遣される事になつた。宗金は京都へ上り將軍親近の陳外郎に事情を告げて以て將軍義持に對馬の役は朝鮮單獨の行動なる事

を通じてに拘らず、幕府はこれより早く少貳の飛脚によつて朝鮮、明の聯合軍なりとする報告を得て大いに激昂して居た際であり、朝鮮單獨の行動なりとする宗金の報告とは甚だしく相違し之を信じ得ずしてこゝに亮倪を正使として陳外郎の子平方吉久を副使として朝鮮におもむかせ以て事件の真相を明にせんとしたのである。

亮倪等は世宗元年十一月に九州探題の使と共に都豆音申の被擄人、對馬征討の際の被擄人等四名を率ひて富山浦に到着したのである。(世宗實錄卷六 元年十一月庚申條) 翌十二月京城に入り、翌年正月世宗は更に引見遠來の勞を慰め對馬征討の理由を告げたのである。(世宗實錄卷七 二年正月乙巳條) 朝鮮側にても屬國と考へてゐる對馬征討が意外にも日本側に大なる衝動を興へてゐる事が感じられ、今度は日本側の意を探らんが爲に亮倪等と共に仁寧府尹宋希璟を遣して日本回禮使となし報聘せしめ大藏經を帶同せしめた。(世宗實錄卷七 二年正月甲申) 宋希璟は對馬を経て應永二十七年三月四日博多に到着したのであつて老元師澁川道鎮及其の子新探題澁川義俊等に迎へられたのであつた。かくて宗金は宗希璟を接待のため「日日連續來饋」したのである。宗金が此如く朝鮮の日本回禮使を接待した事は、當時九州探題下に於て確固たる地位を有した商人として探題と貿易上密接な關係があつた事と、それ以前探題の使として幕府に對馬征討の報告をなした關係によつたのであるが、一は宗金自身にとつても將來朝鮮へ發展するには正しく好機會であつたのである。

二十一日宋希璟は志賀島に宿泊翌二十二日宗金と共に京都へ向つた。これは勿論既に宗金が九州探題の使者となつた事と貿易家として海上の實力を有して居た事によるものである。宋希璟の手記によれば宗金

は瀬戸内海海賊を輩下に有して居たらしい。

宋希璟は京都に於て全く冷遇され、事の意外に驚いたのであるが、宗金を通じて日本側の態度を觀察した。これは既に義持は父義滿の日明政策を否定し強硬な態度を持って居たのであつて、この前年明使呂淵が兵庫に來たり明帝の意を義持に告げたのであるが「汝父及朝鮮王皆事我、汝獨不事、予將同朝鮮行兵、汝高城深池待之」の暴言を吐き呂淵を兵庫から逐ひ歸した事件があつた時あたかも對馬征伐があり、朝鮮では全くかゝる我が國情を闡知せずして倭寇の本據潰滅の目的を以て對馬征討を行つたのであるが、朝鮮の全く豫想しない一大衝動を日本に與へてゐると云ふ事であつた。

かくて彼はこの事實なき事を極力釋明したに拘らず、義持は甚しく憤怨を朝鮮に抱いてゐた際であり、彼の國書の永樂の年號を日本の年號に改めることの交渉をなしたが、「吾等雖死 御書何以改書乎王命亦不可易也」との態度を示し一時は全く決烈の危機にあつたのであるが、宗金並に幕府の外交の當事者の調停により、朝鮮側の陳辨により無事折衝は解決したのである。こゝに我が國としては、宗金及幕府外交の當事者たる歸化人の活躍がこの隠かな日鮮外交に導ひたと云ふ事を特に注意せねばならぬと思ふ。宋希璟は再び宗金と共に歸路につき八月三日博多に到着したのであるが、京都に於ける幕府の態度により少貳氏の報復如何に最も危惧したのであつて、幸に少貳と交渉ある宗金が翌八月四日少貳氏と會見少貳の意中を聞ひたのである。それは次の様なものであつた。「朝鮮殿下と宗貞茂との和好は久しいものであつた。し

かるに去年對馬はその邊境を侵された。朝鮮殿下は勝手に對馬の島人を處分されるが良い。又都々態互の

(貞盛)と、  
(丸)

輩下を罪しようが亦勝手である。唯次の事を承知されよ。自分は今一岐等處々に兵船を請へば三百餘隻一朝に集め得るのであつて此等の兵船を朝鮮へ送り人民を殺掠し五六州郡に放火することも容易であり、博多、一岐島間に輩下一二隻を送り、今貴殿の歸途を要して殺すも又自由であるが、今兩國使節交與の際であるから爲さないのである」と云ふ宋希環にとつては恐るべき最悪の返答が宗金に依つてもたらされた。宋希環は宗金に對して「小<sup>マ</sup>二殿知其一未知其二」とて對馬征討の眞意を説き、對馬と朝鮮との關係は、宗貞茂は我殿下に至誠を盡してゐるから「知其誠心、給其米布前後無算、至酒肉皆與之」の有様で「聖恩深重二十養年爲一家也」であつて、對馬征討は倭寇討伐に過ぎなかつた事を説明したのであつて宗金も之を了とした。(以上老松堂日本行錄)しかし如何に宗金によつて齎された少貳の言を恐れたかは彼が復命後の李朝の態度に依つて明である。

彼は世宗二年十月二十五日に復命し、我國情を奏上、少貳滿貞等皆怨言ある旨を述べた。かくて對倭工策を計り、偶々入朝せる對馬の使を斥け、兵船を備へ、巨濟島等に要害をかため、對馬島人に耕田、捕魚煮鹽を禁じ、少貳氏の降を請はざれば再寇せんとする強硬論も出たが結局報復を恐れ、對馬島倭の發還となり邊境の防備に務めたのである。(世宗實錄卷一〇二年十月丙辰・丁巳條)

宋希環の日本への遣使は我が國情を眞に了解し得た點に於て、又對馬と我が國との眞個の關係を認識せしめた點、日鮮交通史上特記さるべきであつて、この兩國の折衝に當つて最初より彼と行を共にし、よく平和的解決に導ひた宗金の功積も又没すべからざるものがある。

宗金自身にとつても、この事件は將來朝鮮貿易へ發展進出する契機となつた。即ち國內に於ける貿易商人としての彼の地位は漸く強大とならしめ、對外的には朝鮮に於て彼の功積を認めたのであつた。宗金は宋希環の復命した世宗二年十一月己丑に初めて九州探題澁川義俊と共に朝鮮に入朝し彼の朝鮮への貿易の第一歩を印したのである。

應永外寇直後に於ける日鮮修交を契機とした彼の國內に於ける地位の確立は貿易商人としての彼の地位を發展せしめた。世宗實錄卷十、二年十一月己丑條に「石城商倭宗金遣人來獻土宜」とみえ、初めて九州

探題源義俊等と共に使を李朝に遣し土宜を獻じたのである。更に三年正月己巳には(卷十一)緜布七十匹を賜り、同年七月乙丑には元敬王太后の喪を吊する爲土宜を獻じ、八月丁巳には更に使者を遣し(卷十三)緜布五十匹を給せら

れ、十一月乙亥に再び使を遣し土宜を獻じて居る。世宗三年に於ける四度の入貢は當時最も頻繁に入貢せる九州探題義俊の入貢の度數に匹敵するものであつて彼が日鮮貿易に於ける地位の確歩こそ最も望しいものであつた。彼は世宗七年正月丁丑、(卷二十七)日本九州都元師源義俊と共に使を遣し鍍金酒施子鐵鐵等を獻じ正布

一百九十四匹を賜つた。かくて七年十月癸未に早くも日鮮貿易の特權たる圖書を賜つた。同日ノ條に(卷三十)

「命造給宗金圖書因其請也」

とみえ、翌八年十一月庚寅には

「日本筑州石城管事宗金使人、奉書禮曹謝賜圖書、仍進扇一百本樟腦五斤大刀柄犀角一頭鬱金二十斤

銅二百斤藿香二十斤硫黃一千斤、回賜正布二百四十四匹」

とみえ、翌年圖書を賜つた事を謝して居る。此等進上品が所謂南蠻物である事が注目される。此如く彼が受圖書人として早く李朝に重んぜられ貿易上の特權を與へられた事は非常な恩典であつた。世宗八年十月(卷三十四)二月癸亥に初めて宗金の子表阿古羅が入朝したがその際禮曹が啓するに「宗金至誠向慕本國」であり、宗金は朝鮮の使臣が博多に留る際は「使臣來往盡心厚待」してゐるのであるから「今來宗金子表阿古羅請別賜衣二襲、從之」として世宗は禮曹の申出を承任し宗金の子表阿古羅は父の爲に面目をほどこした。此如く受圖書人として貿易の特權を得た彼は、その輩下をして盛んに朝鮮へ發展せしめた。

世宗十年正月戊申ノ條に(卷三十九)

戶曹據慶尙道監司關啓、日本左衛門大郎平滿景宗金使人私賚銅鐵二萬八千斤、來泊仍而富山二浦、請輸絲紬二千八百匹干本道、令准市價貿易、從之。

とみえ、彼の輩下は平滿景の使人と共に銅鐵二萬八千斤を仍而、富山二浦で絲紬二千八百匹と市價に准じて取引して居る。同年二月甲寅には書を致し(卷三十九)

西海道筑州府石城縣藤宗金致書曰、去春伴人甚受厚慰、仍拜納所賜、茲絕音耗已及三載、雖然隣交之好抱誠干貴朝、就中黑細麻布若干匹伏希恩惠、仍獻扇子犀沉香朱折扶蘇木硫黃隴香大刀土黃銅甘草巴戟等物、答書回賜正布二百十六匹

とみえ、前回と同様に進上品が南蠻物である事が注目され、彼の南蠻への發展、南蠻船との取引を物語つて居る。

世宗十年七月甲子に書を禮曹に致し、日本國王（足利義持）薨じ、其弟（義敦）嗣となれるを報じ、又被擄人二名を還し土物を獻じ綿布二十四匹、正布一百十五匹、燒酒十五瓶を賜つたのである。此如く貿易家としての彼は漸次我國情の通信者として李朝の外交顧問の地位にまでたかめたのである。

九州宗金致書禮曹曰、竊承大國差行人、將吊我喪、時氣向寒、遼海萬里風濤不隱、待春發船、不亦宜乎、此一事也、方今九州威權在大友與大内二公、若先遣行人通好於二公、二公必傾倒焉、此又一事也、小人沐息渥已久苟利於大國、力能爲之、故敢以二事私於足下、仍獻土物、且諭大友殿求田犬之意、回賜正布一百四十七匹、田犬二隻。

（卷四十二）

これは世宗十年十二月辛卯ノ條の一節であるが、宗金は先づ二つの事項を提示して居る。その第一は世宗が將軍義持の喪に吊意を表せんとする意あるを聞き、十二月以後玄海の冬期の渡海を春に至る迄中止することを好意的に忠告し、第二に當時既に九州探題澁川義俊は没落し幕府に召還され大内、大友互に對峙してゐたのであつて、朝鮮が兩氏と通交することは、最も頭を悩ましてゐる倭寇の防止政策から必要であり、兩氏は倭寇による被擄人の刷還による貿易の利を得んために傾倒せんことを述べて兩氏との通好を奨めて居る。かゝる宗金の李朝への態度は彼に對して世宗は特別の待遇をせざる筈はなかつた。十一年十月（卷四十六）壬寅には

「九州宗金亦其土豪館穀宜加等焉。」

とみえて居る。此如く宗金は李朝に於て諸豪族と對等の待遇をうけた事は世宗二十年に過海糧を變更した

一條で明である。世宗初年頃より倭寇禁壓の手段として諸豪族の入貢を歓迎し歸路に過海糧とて糧食を給した制度があつたが世宗二十年九月庚戌に餘に朝鮮側の負擔が多いので之を變更したのであるが、その新舊規定は次の如くであつた。

	舊規定	新規定
宗貞盛宗茂直ノ送人	— 十日糧	舊ニ同ジ
一岐州ノ送人	— 二十日糧	舊ニ同ジ
佐志殿ノ送人	— 三十日糧	二十日糧
宗金ノ送人	— 四十日糧	二十日糧
肥州大守送人	— 三十日糧	十五日糧
石見州周布兼貞ノ送人	— 二十日糧	三十日糧
薩摩州藤源熙久	— 九十日糧	三十日糧
大友殿	?	三十日糧

右の表の如く過海糧はその距離によるのであるが、一商人宗金の過海糧は他の諸豪族に比し劣るものでなく、此頃朝鮮に於ては宗金は、宗氏、松浦黨諸氏等と同等に待遇されて居る事が注目されるであらう。彼が貿易商人としての地位の確保は必然的に大友氏の代官から九州探題の商人へと發展し貿易上に於ける事實上の權力を有して居たのであるから、日鮮貿易に關しては何人も先づ宗金によらざるを得なかつたであらう。

當時經濟的に貧窮化してゐた幕府が、博多を地盤として確固たる地位を有した宗金と密接な關係を結ばんとした事は明であらう。

宗金は世宗十二年二月庚寅に日本國王の使として入貢し、世宗は日本國王並に管領斯波氏に夫々贈物し

宗金をして帶同歸國せしめた。

こゝにはからずも宗金に關する我が國の唯一の資料と思はれる室町家御内書案(史籍集覽)の記事が判然とす  
るに至る。

宗金九州下向周防、長門兩國事、嚴密致警固、無其煩可被勘過之、次來年二月上洛云々、同以可致其  
沙汰之由候也、仍執達如件

永享三年八月十日

貞 連

爲 種

内藤肥後入道殿

御判(將軍義教花押)

永享三年は世宗十三年に當り、あたかも彼が義教の使として世宗の下に到れる翌年に相當し、彼が前年  
二月に使用して京都へ復命し、答書並に禮物を進上、同時に斯波氏への品物を送り、その歸國に際して彼の  
身邊に危険なき様發せられたものであらねばならぬ。この永享三年は北九州に於ける大内、大友、少貳の  
争が、ほど鎮定をみつゝあつた頃で、かゝる戦亂状態に於ける交通は生命の保障さへ得ないのであつて、

こゝに於て奉行をして大内盛見の下に長門守護代たりし内藤肥後入道智得に對し警固せしめ、無事關所を通過せしめる警固狀を發したのである。

こゝで問題となるのは將軍が一商人に對して警固狀を發した事である。

勿論彼が日本國王使であつた事にも起因するが、幕府が此如く宗金に對して保護を加へた事は、貿易家としての彼に、經濟的に支援を得て居たのであらう。日本回禮使伊仁甫の復命によれば(世宗實錄卷十(將軍ヲサス)世宗二年十月癸卯)

「國無府庫、只令富人支持、又有人密言、其王居無體面、不欲示之、故不令入都也、其御所每歷諸寺修齊、以此爲事、命令只行於近都地面而已、土地皆瓜分」

の狀態であつたのであるから、右の事實は容易に考へられるであらう。

此如き狀態にある幕府が一時に巨萬の富を獲得する方法は對明外交の復活即ち義持の外交を否定して義滿外交に復歸する事であつて、當時の對外貿易市場たる博多の大貿易商宗金と結びつかんとした事は遣明船に依る巨利を得んが爲に事實上の實權者たるべき商人を保護したものに外ならない。

この幕府との關係を傍證するものとして世祖元年七月丁酉の條に禮曹孟郷と倭護軍藤九郎との問答に於ける一節がある。孟郷が宗金に就いて質ねられたのに對する答に、(卷一)

日本國王賜御書於宗金、故到處皆厚接、昔日大内少二殿相戰時、他富人未免兵禍、宗金得脫。

とみえて居ることに依つて如何に宗金が幕府に被護されたか了解されるであらう。

義滿の臣屬の形式をとつた對明外交は義持によつて否定されたのであるが、この事は必然的に倭寇の侵

略を助長せしめ義持の歿後義教の將軍の地位についた頃は經濟的な理由から對明貿易の復活を望んで居る日本側と、倭寇の禁壓を日本國王によつて成就せしめんとする明側の望とは偶然にも接近せんとしたのである。かくて第一回の遣明船とも云ふべき永享四年の遣明船が出發したのであつて、この時は僧道淵を正使として宣宗朝に使せしめた。

遣明船の場合、名目上それが何人によつて主宰されたにしても、その實際の仕事は商人によらざるを得なかつたのであるから、前述の如く幕府と密接な關係のあつた宗金が、この遣明船の營船と貨物の調達に關係あつたであらう事が想像される。宗金がこの遣明船に關係した事は我國側の資料に見當らぬが、世宗實錄廿九年五月丙辰ノ條(卷百十六)によれば、彼がこの遣明船に加つた事が明であつてその一節に

「宗金又言、予於正統元年與僧道淵朝于上國、帝賜道淵滿繡架裘賜我段子二十匹絹四十匹」

とみえ、道淵と共に入明し、特に物を賜つた事を述べてゐる。今こゝに注意しなければならぬのは、正統元年に道淵と入明せる事を述べてゐるが、正統元年は我が永享八年に當り、道淵の入明せるは宣徳八年我が永享五年に當る事である。こゝに三年の相違を生ずるが、此の事を宗金が李朝に於て述べたのは世宗二十九年我が文安四年に相當し、道淵が入明した宣徳八年を去る事十五年後に當るのであつて、彼の記憶の混亂から三年の相違を生じたものと云へよう。しかして正統元年には僧中誓を正使とする遣明船が派遣されて居るから、此の時にも彼が關係して居た事によつて正統元年と誤り述べたとも考へられる。

道淵と共に特に物を賜つた事は彼が正使につく重要な地位にあつた事を物語るものであつて、營船貨物

の調達に關係して居たと考へられる。この事は後述するのであるが、彼の子性春、孫茂信が同様遣明船の樞要な地位にあつて、營船に關係あつた事によつて明であらう。

宗金は世宗二十九年五月丙辰に、(卷百十六)五十人の輩下を引具して世宗朝に來たり土物を献じたのであるが、宗

金一行は先づ勤政殿に於いて肅拜土物を献じ、隋班は繼照堂の庭で世宗に再拜したのであるが、宗金は特に堂中に於て引見され「予嘉乃誠」との言葉をうけたのであつて、宗金は「上徳甚重、風纒涉海、且於路上館待甚厚」と答へた。かゝる繼照堂中に於て特に引見、言葉を賜つた事はこれ迄の宗金の李朝に對する忠節を嘉したものであつた。この時彼は明人觀音保なる被擄人を朝鮮をして送らしめてゐる。

彼が輩下五十人を帶同した事に依つても、如何に彼が貿易家として博多に於て確固たる地盤を有して居たかが了解されるであらう。この世宗二十九年は宗金は既に老境にあつたと考へられるのであつて、正に宗金の晩年を飾る輝しいものであつた。かくて世宗は三十二年、我が寶徳二年に歿し文宗が即位したのであるが、宗金は文宗の即位を祝し、老境にあるを以て大藏經を賜らん事を請ふたのであるが、

宗金請大藏經、以善山府得益寺所藏三千八百卷賜之。(文宗實錄卷五 元年十二月癸未)

とみえ、文宗は應永外寇以後の功績を嘉し、善山府得益寺の大藏經三千八百卷を賜つたのであつて、全く前例のない事であり、彼の生涯の最後を飾るものであつて、宗金も感激大なるものがあつたであらう。

かくて宗金はこれを最後として、これより四年後の瑞宗三年八月即ち我が康正元年八月に彼の生涯を終つて居る。

### 三、宗金の家系

宗金の一家に關する記事は世祖元年七月丁酉(卷一)に禮曹孟郷が倭護軍藤九郎に我が國情を問へる際に藤九郎の答の一節に見えるのである。

孟郷曰、聞有宗金者富居何如人也、有子孫否、仇郎曰。富人也、又有子孫、年前八月物故、宗金之言曰、吾子三人皆謁朝鮮國、獨末子未謁。將傳圖書於末子、往謁朝鮮面囑而死、日本國王賜御書於宗金、故到處皆厚接、昔日大内少二殿相戰時、他富人未免兵禍宗金得脫。

以上の如く藤九郎の孟郷に對する言によつて、宗金一家に關しては可なり詳細に窺はれるのであつて、宗金は前年八月即ち端宗三年八月、我が康正元年に歿した事と、亦彼に四人の子のあつた事が判明する。藤九郎の言によれば、宗金は自分の子四人の内三人は皆朝鮮國に謁したのであるが、末子一人未だ朝鮮國に謁した事がない、しかして自分は圖書をこの末子に傳へ様と考へて居るとの事が語られて居る。今こゝに此等の子を實録によつて檢討を加へよう。

こゝにおいて先づ藤九郎が宗金と會つた年代が問題となるのであるが、その正確なる年代を明にし得ない。しかし朝鮮貿易に於ける特權たる圖書の讓渡の事を語つて居るところから、既に老境にあつた事が推知出来るであらう。故に宗金の歿した端宗三年に近い事が窺はれるのであつて、先づこの年を規準として宗金の子にして李朝實録にみえるものは、世宗八年十二月癸亥に(卷三十四)

……今來宗金子表阿古羅、請別賜衣二襲。從之。

とみえて居るのであつて、表阿古羅(兵五郎?)と稱する息子が最も早く世宗八年に謁して居る。その次はこの表阿古羅の謁した世宗八年より七年を経て世宗十五年十一月甲申ノ條に(卷六十二)

甲申先是宗金子家茂遣人獻土宣(以下略)

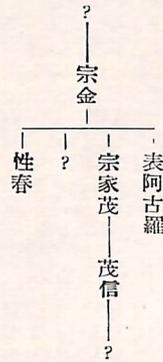
とみえて居るのであつて實錄に現れる初見であるが、この三年後の世宗十八年三月丁卯ノ條に「日本筑州宗金子家茂使人來獻土宣」とみえ、表阿古羅についてその名がみえてゐる。世宗二十四年十月乙卯には(卷九十八)

日本國筑州石城小吏宗金遣其子來獻土物

とみえて、宗金の子が謁して居る。以上が宗金の歿した瑞宗三年前にみえるものであるが、宗金の言の如く三人の子が謁したとすれば表阿古羅が先づ謁し、二十四年に家茂とその名の不詳の子とが謁したと考へられるのである。

兎に角宗金の言によつて四人の子の内三人は朝鮮に謁してゐるから、宗金の死後二十年後の成宗六年八月丁丑に幕府の使として入鮮した性春が末子でなくてはならない。性春の言によれば初めて入鮮したのであつて、宗金の言と一致し、性春が末子であることを確證してゐる。以上宗金の子を實錄に現れる初見を年代的にみると、表阿古羅が最も早く、家茂等と年代の隔りがあることから長男と考へられ次に家茂か、名の不詳なる子か何れかであるが、家茂が早くから使を遣して居る事から次男と推定される。性春は最も遅く末子である事は明である。なほ、文明十一年に遣明船の總船主職に補された宗金の孫宗茂信は宗姓を名乗つてゐる事から家茂の子である事は明で後述するにつれ明となるであらう。宗金の家系は大體次の様

になる。



表阿古羅は世宗八年十二月癸亥に唯一回その名をとどめてゐるのであつて、「宗金至誠、向慕本國」て居り「使臣來往盡心厚待」してゐるから、宗金の子なるが故に衣二襲を賜つたのである。次の家茂は世祖元年宗金の後をついで受圖書人になり同時に受職倭人となつたのであつてこれよりしばしば李朝へ貿易に進出するが後述するであらう。

こゝに注意すべきは、宗金が前述の如く倭護軍藤九郎に日鮮貿易上の特權たる圖書を末子に傳へたいと思つてゐる事を語つてゐるが、家茂が末子でない事は前述せる如くであつて、事實は家茂が繼いだのである。宗金が何故に末子性春に圖書を傳へんとしたか興味ある問題であるが、後章に述べる如く性春は四人の子の内最も活躍し遣明船の首席士官となり又日本國王使として活躍した如く、既に早くから傑出して居たと考へられ、單に末子であつた事から偏愛された結果ではなかつた様である。

これより宗金の子孫に就いて論するのであるが、彼等は宗金の子孫であると同時に勃興期に於ける博多商人を代表せるものであるのみならず、日鮮、日明外交史上重要な役割を演じてゐるが爲である。

(イ) 宗 家茂

宗金の子家茂は前述せる如く宗金の後を繼承して受圖書人になつたのであつて、又同時に授職倭人になつた事は當事の日鮮交通史上注目せられなければならない。海東諸國記の筑前州には特に家茂の條をあけてゐる。

護軍宗家茂、乙亥年、來受圖書、受職富商石城府代官宗金之子、宗金大友殿所差、大友殿管下とみえてゐる。こゝに注意すべきは家茂が宗姓を名乗つてゐる事である。既に宗金の章に於て前述せる如く宗金は藤氏宗金と李朝實錄にみえる以外宗姓を名乗つてゐるものはないのである。宗金と云ふ名稱を僧名と解せず、宗を姓と考へることは不自然である。しからば實錄に見える藤姓であらうか。當時朝鮮へ通交する商人團は、その地位が他の諸豪族に比して身分的に劣る爲に藤氏即藤原姓を名乗る事が盛んに行はれたのであつて、これを博多商人團の内から列擧しても、世祖七年圖書を受け一年に一、二回の歲遣船を約した田原藤原貞成及その女婿で世祖二年受圖書人になり歲遣船一船を約し琉球王使として入鮮した藤原佐藤四郎信重の如き、又宮崎津の藤原孫右衛門尉安直、信重の甥である同宮崎居住の藤原兵衛次郎直吉、宗金一家について勢力を有して居たと思はれる藤安吉一家の如く、その他藤原姓を名乗る者は甚だ多數にのぼつて居る。(海東諸國記筑前州)藤原姓を用ひた事は前述の如く、身分的に他の諸豪族に劣る商人或は海賊の首領等が用ひたものであつて、源氏姓や平氏姓と共に盛んに用ひられたものであり、實錄、海東諸國記に多くみえるところである。この意味に於て實錄にみえる藤氏宗金と云ふ僅か二、三の例を以て直ちに宗金が

藤原姓であるとする事は甚だ危険である。しからばその子家茂が名乗る宗姓であつたであらうか。先づ家茂が何時から宗姓を名乗つて居るかと云ふ事を吟味しなければならない。彼は前述の如く海東諸國記によれば世祖元年に受圖書人と同時に受職倭人になつて倭護軍に任命されて居るのであるが、彼が宗家茂と稱して入鮮するのは、これ以後である事が特に注目されるのである。即ち宗姓を名乗るのは受職人になつてから後であつて、家茂が受圖書人となり更に受職人となつて宗姓を自ら名乗つたか、或は朝鮮より特に貰つたか何れかと解さねばならぬ。さすれば宗金の氏姓は明でないのであるが、この事はかえつて宗金が一海商から倭寇の波に乗つて漸次その勢力を得、よく巨富をなし、其の名を内外に知られた事を物語るものであらう。

家茂が世祖元年に受圖書人となり、同時に受職人になつた事は凡ゆる點から注意されねばならない。何となれば受圖書と受職の二重の待遇を受けた事と、この受職は從來の受職の如く向化倭人としてではなくその自己の土地博多に居住しながら朝鮮の官職を授けられた事である。この恩典に浴した最初の者は倭人藤九郎であるけれども、(世宗二十六年六月庚辰ノ條)彼の祖父は朝鮮人であるから、嚴密な意味に於て日本人としては家茂が最初であることである。從來の倭人の受職は降倭即ち倭寇として朝鮮に降つた者によつて始つて居る。太祖五年十二月丙午(卷一〇)に降倭庚六と云ふ者が「宣略將軍龍驤巡衛司行司直兼海道管軍民萬戸」に補せられたのを最初として、それ以後は、朝鮮へ歸化せる向化倭人、或は倭寇の首魁などが受職人として優遇されてゐるのである。家茂の場合は之と全く異つた意味の受職であり新例が開かれたと云ふべきである。受

圖書人として日鮮貿易上の特權を有し、貿易に於てその享受する便宜は多大でありながら、更に受職人となつた事は、當時の日鮮關係上注意されねばならない。海東諸國記によれば、家茂以外の博多商人には、道安は世祖元年乙亥に圖書をうけ、同三年丁丑に授職されて護軍となつて居る。又藤原信重は世祖二年丙子に圖書をうけ、成宗二年辛卯に中樞府同知事として授職されて居る。今この二重の恩點を得た者は

筑前州

宗 家茂

世祖元年乙亥 圖書

世祖元年乙亥 護軍

道 安

世祖元年乙亥 圖書

世祖三年丁丑 護軍

藤原信重

世祖二年丙子 圖書

成宗二年辛卯 中樞府同知事

對馬島

阿 馬 豆

? 護軍

世祖四年戊寅 圖書

六郎酒文

? 護軍

世祖五年己卯 圖書

多羅而羅

? 護軍

世祖六年庚辰 圖書

皮古汝文

世祖四年戊寅 護軍

世祖六年庚辰 圖書

宗 盛吉

? 上護軍

世祖九年癸未 圖書

皮古仇羅

世祖十一年乙酉護軍

世祖十一年乙酉圖書

井可文愁戒

世祖八年壬午 護軍

世祖十一年乙酉圖書

博多商人宗金とその家系

皮古時羅 世祖十年甲申 護軍 睿宗元年己丑 圖書

一岐島

三浦大郎 ? 護軍 世祖七年辛巳 圖書

以上宗金の子家茂を筆頭に受圖書と受職を兼た者が筑前三人、對馬八人、一岐一人、計十二人の多きに達して居る。以上の内博多商人以外の者は殆んど海賊の首領であることが注目される。しからば朝鮮は何故に家茂はじめその他の者に受圖書と受職を重授したであらうか。家茂の如きは父宗金の代より特殊關係が結ばれて居り、博多を地盤としてその勢力を有して居た宗金の子に受職する事は凡ゆる意味に於て朝鮮側に有利であつた事は明である。

かくて家茂は世祖元年乙亥に受圖書人となり同時に倭護軍に補せられて貿易上の特權を掌握して父宗金の地盤を受繼いで朝鮮との貿易に發展したのであるが、李朝もこの圖書の受授を容認せることは勿論である。世祖四年八月申戊條に「(卷十三)日本國關西路筑前州冷泉宗金督子家茂等五人來獻土物」とみえて居る。かくてしばしば入朝し土宜を獻じて貿易に進出し成宗朝に於ては「倭護軍宗家茂」とみえてゐる。

(ロ) 性 春

性春は宗金の四人の子の内最も遅く李朝へ初めて幕府の使者として入朝したのであつて、凡ゆる點から考へて、彼が宗金の末子であらう事は前述の如くである。

彼が宗金の子である事は、應仁二年入明せる遣明船——これには性春が樞要な地位について参加して居

る——が、その歸途大内氏に依つて勘合が奪れたのであつて、將軍義政は文明七年八月十一日に彼を朝鮮成宗のもとに派遣し、明へ新勘合給付の斜旋を交渉せしめたのであるが、その一條に「性春答云、我非王都人也、世居霸家台宗金子也」とみえて、こゝにはじめて彼が博多の大商傑宗金の息子である事が明にされる。性春は宗金の末子として、宗金の生前に最もその寵を享けて居たらしく、宗金が彼の受圖書人の權利を彼に譲らんとするの意ありし事は既に述べたところである。彼は結局第二子と思はれる兄家茂が父の權利との家督を繼承した爲に受圖書人とはならなかつたが、兄家茂を凌駕する勢力を有して居た事は後述するにつれ明となるであらう。性春はしからば博多商人として如何なる地位に置かるべき人物であるか。彼は父宗金と同様に貿易商人としてのみならず、日鮮、日明外交史上重大な役割を演じてゐる。

寶徳三年の日明貿易の頃より、寺院に依る貿易の經營に代つて大内、細川、兩氏の抗争が漸く露骨になつて來たのであるが、幕府は寶徳三年の貿易船が、明國より齎したる景泰勘合百道の内第一號より第三號に到る三道をもつて第一號船を幕府船とし、第二號を細川船とし、第三號を大内船とし、以前の宣徳勘合の殘餘八十四道及日字勘合底簿一扇を明國に歸したのであるが、この船數を三隻に決定したのは寛正元年二月であつて、大内、細川兩氏の抗争が漸く露骨になれる事がうかゞへるのであるが、なんと云つても對明貿易に於ける大内氏は確固たる實力を有してゐた。かくて正使一行が博多に寛正五年六月に下れる事は蔭涼軒日録(寛正五年五月二十八日條)に「正使大興和尚居座好増都開紹本都寺依内方所申、來六月可赴于九州地之由、以飯尾大和守被仰出也、即命之」とみえる事に依つて明である。九州の地が博多を指して居る事は明で、

博多に於て貨物の大部が調達された事は、この遣明船に宗金の子性春が主要な地位について居る事によつても明であらう。この時の遣明船の内容に就いては戊子入明記にその船舶、專使清啓以下乗組員名、船客に至る迄詳細に述べられて居る。

しからば性春は如何なる地位にあつたのであらう。彼等一行が明へ渡れる間に應仁の大亂が起つたのであつて、この事を知つた使節一行は、明が彼等と共に回禮使を派遣する意あるを聞き、現在日本は大亂であるから日本へ回禮船を出す事は危険あるを以て之を中止すべき事を奏上して居るのである。これはこの遣明船の各船の首脳部たる土官及居座等がこれを評議し專使清啓がこれを決裁し上奏したものであつた。

回禮船之事雖<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>渡由被<sub>レ</sub>仰出<sub>レ</sub>候と出船以後日本及大亂趣以<sub>レ</sub>評議一具<sub>レ</sub>禮部<sub>レ</sub>江奏<sub>レ</sub>之者也仍連判狀如件

成化肆十一月十日

	土	性	春	判	三號船土官	樹	判
		舟	能	判	一號船土官	重	幸
		周	果	判	二號船居座	壽	敬
		全	紹	判	一號船居座	妙	增
		一號船居座	本	判	一號船居座		判

この連名の最初に署名せる性春は、彼の父宗金が既に遣明船に關係した事から考へても、宗金の末子性春と同一人とみて差支へないであらう。これに依れば宗金の子性春は土官、居座の筆頭であり、第何號船

の土官と指定されていない事はこの遣明船全体の土官、居座等の首席にある事を物語つて居るのである。即ち性春は専使清啓につぐ重要な地位にあると云へるであらう。彼が特に待遇されたことは、この遣明船の各員一人宛の食料費を計上して居るが、この中で特に「土官二員重幸性春肉用之」とみえて居り、性春は第一號船土官重幸と共に航海中特に優遇されて居るのであつて、彼は幕府船に座乗せるものの如くである。しからば如何なる意味に於て一商人性春がかかる重要な地位に補せられて居るのであらう。この事はこの遣明船が博多に一年間滞在した事によつても自ら明とならう。

應仁元年六月大内政弘は周防、安藝、石見、長門、豊前、筑前の軍二萬を率ひ西軍山名持豊の軍に投じた事は東軍細川勝元に劣れる西軍をして勝利へ導く結果となり、しかも大内氏に依つて兵庫が攻略された事は大内氏の瀬戸内海の制海權の確保を意味し、同時に日明貿易の獨占を意味するものであつた。かくてこの遣明船は文正元年八月歸航するに及んで瀬戸内海に割據せる大内氏の掠奪を恐れて九州の南岸を回航し土佐沖を歸つたのであつて大乘院寺社雜事記(文正元年八月十三日條)に「唐船歸朝、大内可落取由在其聞、經九州南、着四國土州由云々」と見える。しかしながらその効果もなく果して大内氏に襲はれたのであつて、幕府船、細川船の齎せる成化勘合は大内氏に奪はれたのであつた。蔭涼軒日錄(長享元年十月廿九日條)によれば「天與正使成化勘合百枚持之歸朝、雖然亂中之政、自大内方奪取此勘合」とみえてゐるのであつて後述する李朝に於ける性春の言を確證するものである。此如く日明貿易に於けるその驗證となるべき勘合が大内氏に獨占された事であつて、幕府にとつて巨利を博し得る日明貿易が大内氏の手に勘合が所有された事に依つて

明との交渉を繼續し得ざる事となつた。

こゝに於て義政は文明七年八月十一日宗金の子性春を朝鮮成宗のもとに派遣したのであつた。善隣國寶記に性春の帶同せる義政の國書がみえ、性春が專使となりたる事と、その專使を送るに至れる經過が述べられて居る。

日本國王源義政奉書朝鮮國王殿下比年兩國、往來不絶、交修隣好、莫勝感幸之至、抑壬辰載、所遣使者、尙滯上國、日夜望其歸、安否如何、萬萬不審、仍告先是、捧表文具、方物一朝貢大明國、且求新勘合之符信、然弊邑適屬軍旅之事、報告書並所求勘合、皆爲盜賊所奪、不日到於此、况其餘乎、但得使歸國耳、今又以事通信大明、頼有景泰年中勘合、以此爲驗、或不諭事者、置我於嫌疑之地耶、竊承、上國之於大明也、封域連接、聘問頻煩、請紹介于我、以此事見告、則上國之賜執加焉、以士官性春爲專使、往達其意、伏冀、察我懇求、垂仁采納、季秋霜冷、若時保愛。

右の國書に見える如く宗金の子性春か新勘合給付の斡旋を請ふために專使となつた事情は自ら明であらう。こゝで問題となるのは宗金の子である一商人性春が將軍義政の使者として派遣せられて居ることである。性春の父宗金以來經濟的に貧窮化せる幕府が、一時に巨利を博し得る對明貿易に進出したのであるが、その事實上の事業を主宰せる商人によらざるを得なかつたが爲に特殊な關係に居かれてゐたのであつて、性春の場合も彼が造明船に樞要な地位に居かれてある事によつても、彼が經濟的に將軍と密接な關係にあ

つた事が明かであらう。

今朝鮮側の記録をみると成宗實錄成宗六年八月朔丁丑條に「日本國王源義政遣僧性春來聘」とみえ「其書曰」として前述の善隣國寶記所載の國書をあけて居る。性春はかくして國書を奉呈したのであるが、知事李承召は成宗に上奏して曰ふは「今來日本使者無禮物」のみならず「書契亦無圖書」であつて「是皆可疑」でありと云ひ、海東諸國記の著者申叔舟の如きは「倭人爲僧者皆學文、故任事者類皆僧人、今來僧人不解學、明日安時間之則可知矣」と云ひ、さすが賢明なる彼も、日本國使が一博多商人である事を看破する事は出来なかつた。しかして禮曹並に判書等と性春との間に問答があつたのであるが、性春の言は日本側の資料を補足するものとして特に注目されねばならない。十四日禮曹兼判書尹子雲、及判書李承召が問を發したのである。

「一、問本國發程日時」に對し「性春答云、(文明七年)去甲午正月、大友殿承國王命、馳書徵召俺、即發本土博多、

詣大友殿所居豐後州、其年三月發程、八月到王都、國王謂臣曰、將朝大明、汝歸朝鮮、傳奏朝貢、因氷凍前即速發還、九月十八日受書契、二十日發王京」と述べ海風不順で且つ海賊に襲れる恐あるため、今年六月七日釜山浦に到着せる事を述べて居る。「去甲午正月」は文明六年に相當し、大友殿は親繁である。彼の言によれば義政は大友氏を通して性春を召喚したのであるが、大友氏と宗金一家との關係は宗金がかつて一時大友氏の代官であつた關係からである。「一問本國兵亂寢息與否」に對し山名登巳は三月、細川氏亦その年五月死亡し、その後山名長孫(政豐)少弼が繼立し、細川氏はその子宗明承襲し、(政元)兩家の葛藤は以前として

變りなく未だ兵時の状態にある事を述べて居る。「一、問大内殿何時得還本土」に對しては大内と山名とは連結し國王の弟出川殿を扶翼し、國王に代らんと欲する状態であること「一、問國王欲朝大明本位」に對しては景泰七八年間、大明から符驗百部を給せられたのであるが、その三部を朝貢により明へ納入し、殘部九十七部は先代義教に賜つたもので無効である事を述べ「成化丙戌年間、國王及管提大内等使船朝干大明、其時又給符驗百部、然大内使船並受而來、與國王隙迨猶不許、故國王無符、未能朝貢」と述べて居るのであつて、注目されなければならない。「一、問王都事」に對しては「我非王都人也、世居霸家台、宗金子也、因國王命受契而來、王都事未知其詳」と答へたのである。かくて成宗は性春を宣政殿に引見したのであるが、しかし眞の日本國使であるが甚だ疑はれたのであつて、禮曹は成宗に啓して曰ふに「昨日饋性春聽其言、所居乃博多、自其父宗金來聘我國者也」であるに拘らず學問なく僧と稱して肉食し、特に禮物を有せない事は甚だ疑しいと言上し性春が貿易商人で單に僧名を假稱してゐるに過ぎない事を了解し得なかつたのである。この禮曹の言により彼の父宗金が異常な傑物であつた事も推知出来るのである。彼が禮物を所持せざる所以は國王義政は、早く明への入貢を欲し、須く氷凍前に京都へ歸來する様に命じたので甚その行忙しく禮物を奉呈し得ない事を述べて居る。十五日辛卯に至り子雲及判書李承召は性春に、日本國王は前回も使を遣し、再び使者を遣されて居るのであるが我國は一度も答禮を行つてない。故に今回答禮使を貴殿の歸國に當り派遣せんと思ふが如何との問に對し

「性春對曰、欲遣使感喜曷勝、然本國兵禍未戰路梗難行必矣、不得已循他道可行、由博多而往、自博多

至大友殿、其間陸路乃八日程也、凡輜重必雇馬轉輸、吾當護送、自大友殿以後又有水路、雇騎倭船、若順風七八日可抵王京、風惡雖五六朔不達、使臣與我偕行、奴到本國則國王必喜、不幸有變國王必責我曰、汝知此地變故、而何令人狼狽」と答へ、以前の京都への道路如何との間に

「古道平坦、然今梗不可行、且大内殿管内亦有可行之路、而自大内殿與國王相持、其管内之民皆散爲盜賊、今若遣使則可由博多而往、博多以前吾當護送、其以後大友殿在焉、非吾力所及」

と答へてゐる。性春は瀬戸内海の制海權が大内氏に掌握された爲その航海が危険なる事を説き、先づ博多に至り豊後府内にある大友氏の下に行くのであるが、博多以前は自分が護送し、大友殿に至る陸路八日程は大友殿が護送するであらう。「大友氏以後又有水路」と云つてゐるから府内より出船し、瀬戸内海を避け、土佐沖を通る航路と思はれ上陸地は、兵庫は大内氏の勢力下にある關係から細川氏の領内堺に上陸上京したと思はれ、順風なれば七八日、風悪ければ五六朔と雖も達せずとあるから四國沖を廻航するのであつて、應仁の亂後大内氏が瀬戸内海を擁すや、この航路は相當使用されたと考へられるのであつて我が國側資料を補ふものとして注目しなければならぬ。

此如き性春の詳細なる答辯と誠意とによつてその疑もはれ、特に成宗は仁政殿に出御して性春に對して爵位を贈り、翌二十八日甲辰更に送別の宴を張り、朝鮮側は、成宗以下列席し、種々物を賜つた。

翌九月十二日に禮曹は性春の爲に饗宴を設けたのであつて、この席上再び今回の自己の使命のほどを吐露し「我之受來事不遂、何面目還國」と極力明へ勘合符の斡旋方を要請したのであるが朝鮮側は「爾國既

得上國符驗百道、爲大内殿所奪、大内殿爾國臣也、何不責大内殿、而反求於我」とて符驗が大内殿に奪はれたところで、大内殿は同じ國臣ではないか、大内を責めず反つて朝鮮に求めるのは如何とその弱點をつき、性春は「我國無君臣禮儀、不能制下、故來請耳」とてその窮狀を述べたのであるが、朝鮮側はこれが裁決に賛否兩論に分れ、結局從來明に日本と交通せざりし如き方針と背馳すると云ふ主張が容れられ、翌十四日性春に對し不可とする事が宣言され、一ヶ月に亘る彼の奮闘空しくその使命を達するを得なかつた。かくて性春は十九日辭去したのであるが、この時成宗は幕府に復書し性春に持歸らしめたのであつて、この國書の一部が十九日乙丑の條にみえてゐるが、幸にもこの國書は我が國側の續善隣國寶記に見えてゐるのであつて、その全文と體裁は次の様なものであつた。

奉復

日本國王殿下

朝鮮國王

李 妾

謹封

朝鮮國王李妾、奉復日本國王殿下、專使書問、從審動履清勝、感慰交涉、前遣信使、其時剗即回還、想已達貴境、諭示朝、上國請符驗事、頃因盧円通事傳言、爲達朝廷蒙准回報、貴國貢獻已通、不必紹介、且累瀆天朝是懼、惟照領、餘冀自玉、不宣

成化十一年九月 日

朝鮮國王李妾

右の如き國書であつて、實錄の十九日ノ條にその一部が見えて居る。この時季朝は國使を派遣してないから、この國書は性春が帶同し幕府に復命したものとみななければならぬ。

(ハ) 宗 茂 信

前節に於いて宗金の子性春に就いて述べた。同時に遣明船に對して大内氏の力が如何に大きく働いて居るかと云ふ事も明瞭となつた。

性春が在鮮交渉中、既に幕府は明に對する商船の派遣の準備を着々と進め、文明七年八月二十八日には僧妙茂を正使とし、慶瑜玉英を副使として派遣するに決し、十月八日には肥前の大島氏にその領内の警固を嚴重にする事を命じ、大内政弘も亦大島氏に對し入明船に關する盡力を托して居る。(來島文書)かくて遣明船三艘

は翌八年四月十一日に堺を出發したのであるが、何故に大内氏がかく遣明船警固に盡力して居るのであらう。これは勿論この遣明船の計畫準備が大内氏の手によつてなされた事を意味するに外ならない。この事は次回の遣明船派遣の内命が大内氏に與へられた事でも明であらう。

此如き大内氏の場合は勿論の事、之に派遣する幕府船にしろ、寺院船にしろ、皆事實上の實權を握れる商人によらざるを得なかつたのであつて、この場合これを請負ふ商人は、對明貿易が巨利を得たにしてもこれを請負ふ事は多大の經濟的負擔を伴つたものであつて、後述するのであるが文明十五年の遣明船に堺の商人が細川氏の後援により一艘につき四千貫文の抽分錢を出し「難償者也」と云はれた事に依つても明であらう。

この場合當然かゝる船舶貨物の請負が當時隆盛を極めつゝあつた博多商人團の手によつたであらう事が考へられる。

私は宗金並にその子性春の章で宗金が道淵と共に入明したことは遣明船經營に關係があつたのではないか、亦性春が同様に首席士官として座乗した事も同様の事が推定出来るのではないかと云ふ假説を提出したのであるが、次の事實はこれを確證するものであらう。

成宗實錄十一年七月癸未ノ條に管領畠山政長が使を遣し土宣を獻じ、書を成宗に奉つて居る事がみえる。

これによれば先づ成宗は「祝聖壽於億年」して應仁の大亂久しく續いたが「今兩殿下和親于洛下」し夫

々「東西主」と稱し、自分は義によつて西主に仕へゐる。丁酉歲に進貢船を大明國に遣したのであるが、

この際自分は臣良心を以て副貢船に坐乗せしめたが、その歸航の途貴國の濟州島に到れるに「其官吏無故繫縛禁囚良心等二十人」のであり、結果良心は死亡したのであつた。たとえ、國が異ると云へ「行李之往來、假路而過者古今通義」である、「矧貴國本邦同事大明」てゐるのであり貴國と吾が能登州は遙に相向ひ、漂流人あらば之を保護送達して居るに拘らず、かゝる災厄に遇へるは律令の弛緩に依るものであると責め、次に左の如き一文が続いてゐる。

「兩殿急遣大明進貢船、西主之船臣并大内君其承命、宗金嫡孫宗茂信任總船主之職、彼已受貴國之榮官、而就下臣之因承官命、今臣使船差遣副使宗茂信、後來令定貴國邊備以往之律令、伏庶幾永永無窮不渝帶礪之盟、俯賜恕察、所望白鷹一雙白苧布豹皮伏賜容許幸甚」

これによれば、兩殿即ち義政、義視が急に明へ進貢船を遣さんと欲して居る、西主即義視の船は大内氏と共にその命を承つたのであつて、宗金の孫宗茂信を總船主之職に任じて準備せしめて居る。彼は既に貴國の官職をうけて居る者であつて副使として差遣するがその歸途前回の遣明船の良心の如き事態にならざる様將來貴國の邊境に以往の律令が行はれる事を望み、白鷹、白苧布、豹皮を所望して居る。

今こゝで論究せねばならぬのは宗金の孫茂信が大内、畠山兩氏から遣明船の總船主の職に補せられた事なのである。今日本側の資料と比較検討を加へながら問題を進めよう。

「兩殿急欲遣大明進貢船、西主之船臣并大内君其承命」とあるは、大乘院寺社雜事記(文明十二年十月廿一日條)によれば「明年自室町殿可被渡唐船由及御沙汰、被仰合大内左京大夫云々」とみえ、又親元日記(文明十三年八月廿九日條)には「大内殿より三號船事御内書御請到來、翌日飯和州方へ被遣之、使淵田」とみえるのであつて、右の實録に依れば之より早く文明十一年に於て、遣明船を派遣すべく畠山、大内兩氏にその準備方を命じた事が明である。かくて兩氏は當時博多商人を代表する宗金の孫宗茂信に總船主職に命じ、その營船並に貨物の調達を命じたものである。茂信の祖父宗金は早くから遣明船に關係があり、叔父性春も關係ありし事は前述のごとくであつて、茂信に總船主の職を命じた事は當然と云へるであらう。

かくて茂信は博多に於て營船並に貨物の調達に着手したのであるが、こゝに、はしもなく大内氏並に茂信にとつて重大な事件が起つたのである。

それは前述の如く大内氏が遣明船派遣の準備を命ぜられ、宗金の孫茂信を總船主の職に任じ萬端の準備

をなし、大内氏は特に第三號船を航せしむべく着手したのであつたが、しかるに幕府は急に大内氏との約束を變じ、第三號船を幕府に收め、四千貫文の納附金を收めしめることを以て堺の商人に請負はしめ、船舶、貨物の準備は皆堺に於て行はれたのであつて、鹿苑日録に次の如くみえて居る。

「明應八年八月六日 中略 東歸和尚子細問唐船事、曰、今商人所請切之者、一艘三千貫也、慈照相公渡之時、予與子璞肅元共往、界之人所請切者、一艘四千貫也、然間八千貫獻之、三號船一號船也、二號船者内裏之船也、甘露寺之伯父龍首座所請云々、中略又曰慈照相公遣一號三號之船、以子璞爲正使、二號者内裏船也、甘露寺龍首座所請也、以故一號三號變大内之約、以付之於界之商人、以造船、商人預約以一艘四千貫之抽分錢爲請也、歸朝之日出四千貫並八千貫獻焉、然而一艘三千貫文可也、四千貫則難償者也」と見え、第一號船、第三號船は幕府の貿易船、第二號船は朝廷船とし、しかも第三號船は大内氏に依つて派遣されるべきものであつたに拘らず、堺の商人が四千貫文の抽分錢を出す事によつて豫定が急に變更されたのであるが、堺の商人の背後には、遣明船派遣に漸く勢力をもつてきた細川氏がある事は明瞭であつて、「難償者也」と云はれる抽分錢を得る事によつて、義政は大内氏の約を破り博多商人の手から堺商人の手へ委ねたのであつた。表面は此如く大内氏が細川氏の暗躍によつて從來の遣明船派遣に對する權利を奪取されたのであるが、事實は堺商人が從來の遣明船の經營權を博多商人の手から奪取したに外ならない。かくみると茂信の總船主之職は、遣明船の營船と貨物の調達を請負つた事が明であつて、祖父宗金、叔父性春が夫々遣明船の樞要な地位にあつたのは、自ら遣明船の經營に關係のあつた事は明であらう。

右の事實は明に博多商人に對する堺商人の挑戦であつて、博多商人團を代表する宗金一家にとつて甚しき屈辱であつた。亦遣明船派遣に於ける大内氏の排斥は、實に大内氏の日明貿易に於ける權威を無視したものであつて、大内氏はその激怒やる方なく、蔭涼軒日錄(文明十八年五月晦條)によれば「自往古大内方司之」つてゐるのであるから「後々遣唐船之事者、可被仰付キ大内」との一札を幕府に書かしめ、將來對明貿易は必ず大内氏に命ずることとなつた。かくて大内氏が遣明船に關係する限り、宗金家も又同時にその營船に對して保證されたと云へるであらう。しかしながら、この事件は堺商人なるものが漸く博多商人に對立して來た事を意味するものである。

#### 四、宗金家と遣明船

以上宗金、その子性春、孫茂信が遣明船に關係して居ることを述べた。遣明船が如何なる當事者によつて主宰されたにしても、その實際的な仕事、即ち營船と貨物の調達は商人によつて行はれなければならぬ。そして商人は抽分錢を出す事によつて營船し、彼の地の貿易によつて利をあげたに外ならない。

遣明船の場合、その表面に現れて來る幕府、大名、寺院の名のみを記録されて、此等の背後にあつた商人が何人なるか不幸我國側の資料は沈黙してゐるが、以上の朝鮮側の資料を中心としたる考察によつて宗金一家が毎次の遣明船の幾艘かを請負つて營船したと云ふ事を推定して差支へないであらう。

寶徳三年の遣明船に宗金家が關係してゐるや日鮮兩資料とも沈黙してゐるけれども、寶徳三年には宗金は老年たりと云へ健在であり、宗金により營船されたものが多かつたと思はれるのである。鹿苑日錄明應

八年八月六日ノ條によれば、この時の遣明船は一號船天龍寺、二號船伊勢法樂舎、三號船天龍寺、四號船筑紫探題、爲聖福寺造營也、五號船津嶋、六號船大友、七號船大内、八號船大和塔ノ峯、九號船天龍寺、十號船法樂社とあり、この内九州探題その他の船が、宗金家によつて營船されたであらうことは推定出来る。同日ノ條の東歸西堂の談に

「天龍寺貞都聞爲綱司、増都聞爲三號船之居座、皆赴博多、誘商人以調船并進物等也」とみえて居るのであつて、當時の博多商人に巨額の抽分錢を出して營船し得るのは宗金以外に考へられないのであつて、

(鐵史籍集覽)

この後の遣明船に、宗金の子性春、孫茂信が營船してゐる事によつても明瞭と云へよう。允澎入唐記によれば、此の時の正使允澎以下が京を下つたのは十月廿六日で、博多に享徳元年正月五日博多港に入り、妙樂寺に滯留すること八月十八日に及んでゐる。この事は一行が博多に來たり、調船を商人に交渉したものであり、恐らく宗金が關係したと考へられるのであつて、一年近くの滯留は船舶のみならず貿易船の貨物が博多に於て調達された事を意味するに外ならない。かく考へることによつて、宗金家の存在が、商業都市博多に重大な意義を有した事が了解されるであらう。

## 五、結 語

以上宗金とその子孫について究明して來た。宗金は最初一海商から漸次勢力を得、當時の國際港博多を基礎的地盤として富商宗金の名は國の内外に知られ、その巨財を以て遣明船に關係して幕府の保護をうけその子孫又よく宗金の地盤を確保したのであつて、博多商人宗金家の存在は日鮮、日明外交史上特に記憶

されねばならぬ。

不幸にして宗金一家に關しては、茂信以後李朝實錄よりその姿を没して居る。しかしこの事はたゞちに宗金家の没落を意味するものではない。李朝に於ては成宗末期頃より國政が紊れたのであつて、次の燕山君の時代に至つては、遊宴に日を送り、地方官の統制緩み、驛路は紊れ、公貿易の不振により潜商が跳梁したのであつて、我が國よりの通交者激減し僅に幕府の使が往來せる有様であつた。

かゝる状態にあつた爲に、實錄より日本關係の資料が消滅し、従つて宗金一家に關する記事もみえないのであつて、我國側の資料の闕如と共に茂信以後の宗金の家系について明にし得ない。しかしかゝる大商人が急に没落したとは考へられないのであつて、この後徳川初期には所謂博多三傑と稱せられる貿易商島井宗室、神屋宗湛、大賀宗伯等の輩出をみて居るところから、宗金家と此等商人との關係には、私は多大の興味を持つて居るのであるが、資料の闕如により充分之を明にし得るにいたつてゐない。